

304 中央大学学士会講演会

〔『法学新報』第22巻4（252）号 明治45年4月1日〕

○中央大学学士会講演会 中央大学学士会会員諸氏は去る三月

十日午後一時より中央大学大講堂に於て學術講演会を開催したり  
 定期同会理事天野徳也氏開会の辞を述べ大場茂馬氏は「刑事  
 人類学と刑法学」に付き石山彌平氏は「人事篇の欠点及修正」  
 に付き花井卓蔵氏は「少年犯罪の研究」に付き来賓法学博士美  
 濃部達吉氏は「選挙法に付き」と題し又奥田義人氏は「遺産相  
 続制を難す」と題し各有益なる講演を試みられ午後六時半に至  
 りて之を終へ大場会長閉会の旨を述べ大場氏の論旨は刑事人類  
 学はロムブローソンの犯罪人先天的定型論に始まりフエリー、  
 ガロハー両氏の祖述に依りて一時世の耳目を聳動せしめたと  
 も第二、第三回の万国人類学会に依り非認められ今や刑法学者  
 のみならず医学者、生理学者、心理学者の間にも認められ  
 さるに至れり此学派は人の責任を無視し刑法の根本觀念と相容  
 れず唯此学派か人に重きを置き研究を遂げたることと犯罪の予  
 防に熱心なりし結果従来の思想に顕著なる刺戟を与へ其改良を  
 促したるの功績は之を没すへからすと云ふに在り石山氏の論旨  
 は主として親族、相続に関する現行法の欠点を指摘し之か改正  
 を必要なりと云ふに在りて(一)戸主権と親権との不調和(二)  
 本家相続の場合に其家と密接の關係ある者に優勝の容喙権を認  
 めざること(三)家産の制度なきこと(四)必要の場合に戸主  
 を廢除し得る規定なきこと(五)親族会の招集に血縁の親疎を  
 問はざること及び親族会の決議を利害關係人に通知するか又は  
 戸籍役場に届出てしむるの規定を欠くこと(六)婚姻の予約に  
 付き財産又は名譽を保護するの規定及び離婚に付き損害を受け  
 たる者を保護するの規定を欠けること(七)氏名権保護の規定

なきこと(八)親権を父母共同にて行ひ其意見合はざるときは  
 父に従ふものと規定せざりしこと(九)繼親子を姻族とせざり  
 しこと(十)家督相続人の他家に入ることと絶對に禁止せるこ  
 と等の欠点を列挙せり花井氏は少年犯罪の研究の極めて必要な  
 ことより説き起して少年犯に付き存在せる重要な問題十數  
 箇を示して各国の立法例を紹介し十四歳以上の未成年者には刑  
 罰を科せずして強制の感化教育に服せしむの要あること、少年  
 犯人の爲め特別裁判所を設くるの要あることを論し又家庭感化  
 院、寺院感化院設置に関するの提案を為せり美濃部氏は其七八  
 年前より唱道しつつある小選挙区の制度を説明して現行法の弊  
 害を指摘せらる氏は選挙に目的は国家的大人物を得るに在らず  
 唯国民の信頼する代表者を得るに在るのみ然らざれば任命又は  
 登用試験等に依るも妨げなき理にて必ずしも選挙に依るの要な  
 きことと爲ると言へり是れ恐く吾人の注意すべき所なるへし奥  
 田氏は(一)離婚後再婚に因りて生したる子は前婚の子と共同  
 相続人と爲る規定(二)私生子の母死亡すれば其子の意思如何  
 に関らず他の子と共同の遺産相続人として其私生子たることを  
 裁判上公認せらるる規定(三)被相続人に直系卑屬なきときは  
 其配偶者は全部の遺産を相続するの規定(四)推定遺産相続人  
 か被相続人に対して虐待を爲し又は之に重大なる侮辱を加へた  
 るときは被相続人は其推定遺産相続人の廢除を爲すことを得る  
 規定に於て其実親か被相続人たる場合を除外せざること其他數  
 個の点を挙げて我国情に適當せざるものなりとて其理由を説明  
 せられたり当日は純粹なる學術上の講演なりしにも拘らず最終

まで空席を見ざりしは聴衆の熱心なりしを証するに足る夫より倶楽部の食堂に於て懇親会を開く席上靈魂論あり敬神論出て宗教論起る懷中より御守を出す者あれば之に応して亦それを取出して慈母の命に依り常に身を離さすと言ふ者あり談論漸く熟して迷信論に移り進ては造化の不可思議に及び又或は東西風習の相異せる所を示して人を失笑せしむるあり日本に虚礼の多きは恥つへきなりと嘆する者あれば日蓮上人の人と為りを評する者ありて談笑湧くか如く何時果つへしとも思はれず其各自十二分の快を尽して散会したるは十時を過く当日の講演会又は宴会に出席せられたるは来賓奥田義人、美濃部達吉、小河滋次郎諸氏を始め石山彌平、稲田周之助、伊藤祐治ウヂ、花井卓蔵、林頼三郎、大場茂馬、小俣房吉、大松直重、川島仟司、川久保源治、難波弁太郎、町田松次、松保善助、小谷三雄、天野徳也、斉藤勇、佐々木祥吉、喜多孝治、三田由太郎、篠崎仙司、森源作の諸氏なり